

大阪版カーボン・オフセット制度推進事業

* 民間事業者の皆さまのカーボン・オフセットの取組みを応援します *

わが国では、平成20年11月に環境省により「オフセット・クレジット（J-VER）制度」が創出され、カーボン・オフセットの取組みが進められています。

大阪府地球温暖化防止活動推進センターは大阪府と連携し、

▶▶ 中小事業者の省エネルギー対策によるオフセット・クレジットの創出支援

▶▶ クレジットの売り手と買い手（大規模事業者等）をマッチング

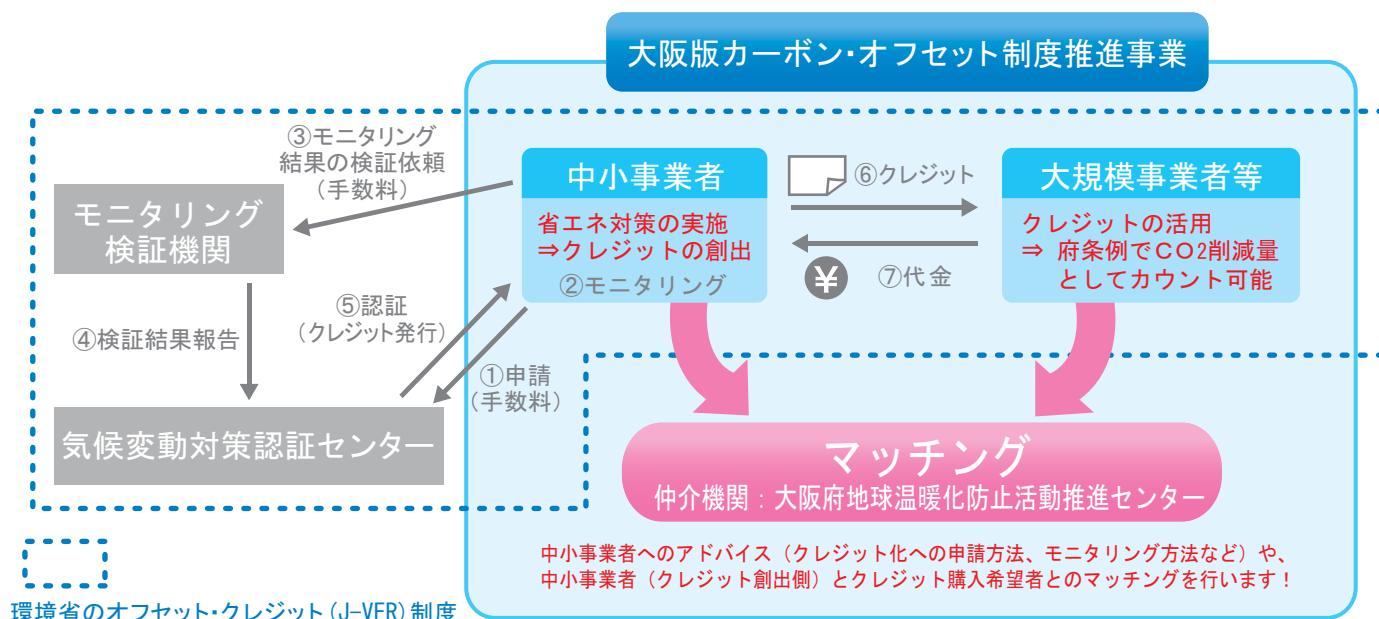
を行う仲介機関を設置・運営する「大阪版カーボン・オフセット制度推進事業」を実施しています。

中小事業者の皆さまにとってのメリット

- ①省エネルギー設備導入によるランニングコストの削減
- ②地球温暖化対策（二酸化炭素排出削減）への貢献
- ③クレジットの売却による設備投資の一部を回収

クレジットの買い手の皆さまにとってのメリット

- ①大阪府温暖化防止条例の対象事業者は、排出削減量に算入可能
- ②大阪府内で創出されたクレジットを活用した地球温暖化対策への貢献



■ カーボン・オフセットとは？

温室効果ガスを削減しようとする民間事業者などが、どうしても減らせない排出量について、他の場所での削減・吸収量（クレジット）を購入することにより、その全部または一部を埋め合わせるものです。



■ 「オフセット・クレジット」の対象案件となる省エネルギー対策はどんなものがありますか？

低温（温水の場合は100℃以下、排ガスの場合は200℃以下）の排熱回収・利用が対象です。工場や事業場で使用しているボイラー等の排熱で、従来捨てていたエネルギーを回収・再利用することにより、重油などの使用量を削減できるものが該当します。

■ 「オフセット・クレジット」の対象案件は、排熱回収・利用だけでしょうか？

環境省では、「オフセット・クレジット」の対象案件を拡充するため、オフセット・クレジット創出モデル事業を平成20年度から実施しています。平成21年度には、「照明設備の更新」や「高効率アイロン装置の新設・更新」等の省エネルギー対策が採択され、対象案件の要件、削減量算定方法、モニタリング方法等が検討されています。

■ 削減量が少ない場合は、オフセット・クレジットを創出できないのでしょうか？

1年間での削減量が少ない場合でも、複数年でクレジット化することも可能です。一度、ご相談ください。

■ オフセット・クレジットを創出しても買い手は見つかりますか？

仲介機関では、クレジットの買い手のニーズ調査を行っており、売り手と買い手のマッチングを行います。

■ オフセット・クレジットの取引価格は、どのくらいでしょうか？

価格については、売り手と買い手との間で、決定されます。そのときの市場相場にも関係します。高知県で実施された事例では、1トンあたり約3,700円で取引されています。

連絡先

- 仲介機関：申請手続きのサポート、売り手と買い手のマッチング等
大阪府地球温暖化防止活動推進センター（大阪府みどり公社）
【電話】06-6266-1271 【E-Mail】takami@osaka-midori.jp
★詳細はホームページをご覧ください。 <http://osaka-midori.jp/carbon/>
- 大阪府：大阪版カーボン・オフセット制度の全般について
大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室地球環境課 温暖化対策グループ
【電話】06-6944-9207